

市民政策提案に対する回答
「児童虐待防止に関する提言書」

1 子育て支援施策の充実

① 母親の孤立防止支援や育児情報の発信力強化

＜具体案1＞きずなメールの活用

【こども育成課】

提案のあった「きずなメール」につきましては、携帯電話の普及に伴い、パソコンを活用した情報発信とは違い、身近なツールとして有効であると認識しております。しかし、現在の情報発信としましては、広報誌、ホームページやフェイスブックなどの活用を行っているほか、母親の孤立防止支援策としては、こんにちや赤ちゃん事業、子育て支援センターを含め市内5ヶ所の子育てルームにおいて、育児相談や子育て講座の開催、育児サークルの支援等を母親との直接対面により実施し、母親の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行い、支援が必要な家庭に対しての適切なサービス提供に努めております。

市の基本的な考え方としましては、双方向のコミュニケーションを重視した直接対面による支援の充実を進めていくことが重要であると認識しており、現在実施している事業により、ご提案のあった役割については一定程度果たしているものと考えていることから、当面は現状の方策を継続してまいりたいと考えております。

＜具体案2＞町内活動による育児支援

【市民生活課】

近年、様々な社会環境が変化する中で、市民の生活環境や人間関係が複雑化し、家庭にあっては母親の孤立や児童虐待が社会問題の一つになってきています。

こうした複雑化する社会の中で、心豊かな生活を送るためには家族の支えばかりではなく、地域の皆さんがお互いに支え合うことも必要になってきているものと考えています。

本市の町内会では、高齢者の見守り事業をはじめ、青少年の健全育成や親子で参加できる様々な事業を展開しており、若いお母さんを巻き込む世代間交流なども、今後の町内会活動の一つになるものと考えています。

これらの地域活動の実現に向けては、地域住民の理解や町内会の体制づくりが求められるものと思われまます。

御提言いただいた、地域による子育て支援などにつきましては、町内会活動の拡充に向けた情報の一つとして、他の自治体における取組事例などと合わせて町内会の皆さんに提供して参ります。

② 父親の子育て参加の促進、育児中の母親の就業支援

＜具体案1＞父子手帳（イクメン手帳）の発行

＜具体案2＞イクボスの養成

【男女平等参画課】【健康支援課】【工業労政課】

子育て支援施策の充実につきましては、核家族化や地域のつながりの希薄化などがある中、子育ての孤立化や不安の解消を図ることは重要です。また、男性の育児参加は母親の育児ストレスを軽減する大きな要因であり、親の子育てを支援するこ

とは、子どもの健やかな育ちにつながり、児童虐待防止の観点からも大切であると
考えております。

提言の「父親の子育て参加の促進」「育児中の母親の就業支援」につきましては、
男女平等参画都市宣言をしている市として、仕事と家庭の両立をする上での負担感
や子育ての負担感を緩和し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
は重要と考えております。市では、誰もが働きやすく、家事も子育ても行える環境
づくりのため、「ワークライフバランス」や「お父さんの子育て」をテーマとした講
演会を開催するほか、市内の企業等の育児休業制度、ワークライフバランスの取組
等に関するアンケート調査を実施し、取組事例を紹介してまいります。

また、国や道と連携をとり、育児休業取得促進に向けた制度の周知を図るなど、
イクボス養成のための企業等の取組を支援したいと考えています。

今後は、提言をいただいた父子手帳やイクボス養成を含めて具体的に推進できる
内容について検討をしていきたいと考えております。

③夜間や休日の預かりに対応する制度や施設の拡充

<具体例1>ファミリーサポートセンター事業と介護支援いきいきポイント事業の
連携

【介護福祉課】【こども支援課】

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助を受けたい依頼会員と援助を行
う提供会員との相互援助活動で、提供会員は一定の講習を受けて有償でサービスを
実施しています。事業は、子どもの預かりや送迎支援が主なもので有償の育児支援
であり、ボランティア活動とは異なりますことから介護いきいきポイント事業との
連携は難しいものと考えております。

高齢者の子育て支援参加においては、現在も幼稚園・保育園における高齢者との
交流事業や町内会等の見守り事業など地域における取組みをされており、今後にお
きましても放課後児童クラブでの交流など、高齢者の方々のお知恵を発揮してい
ただける機会を広げ、地域ぐるみで子育てをサポートするための協力を得ていき
たいと考えております。

2 児童虐待の早期発見及び防止体制の充実

①苫小牧市における児童相談所の設置

【こども支援課】

児童相談所分室設置につきましては、市の重点要望として北海道へ要望しており、
現在、本市における虐待の迅速な対応と判定も含めた巡回相談の充実等について
求めており、北海道において協議していただいているところです。

②地域による子ども見守りの強化及び情報の共有

<具体案1>各家庭を訪問する事業者との連携活動

【こども支援課】

地域の子どもの見守り等は、地域の民生委員児童委員や学校・保育園・医療機関
等が担っており、緊急通報などに対応するための情報については、関係機関との間
で連携が図られていると考えております。要保護児童を発見した際の通報義務は、
児童福祉法に定められておりますが、各家庭への訪問機会のある事業者に対し、協

力を求めることでさらに見守り体制の強化に繋がることから、今後、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

＜具体案2＞児童虐待情報共有システムの活用

【こども支援課】

児童虐待通報共有システムの活用につきましては、現在、要支援世帯に対する支援経過等を管理する相談システムを導入し、迅速な対応のために課内において情報管理を行っているところです。

また、関係機関との情報共有については、要保護児童対策地域協議会を通じて支援計画を含めて情報共有を図っております。

＜具体案3＞ウォーキングを行っている人への見守り協力

【こども支援課】

現在、町内会等の地域の53団体の皆さんが「防犯パトロール」や「子どもの見守り活動」等を積極的に実施しており、その内苫小牧警察署に登録のある33団体が青色回転灯装着車両によるパトロール活動を行っております。これらの活動は不審者対策ばかりではなく、虐待の早期発見にも繋がることから、虐待防止を含めた見守り活動をしていただくよう町内会やウォーキング団体などにも協力をお願いしていきたいと考えております。

3 市民への啓蒙活動の促進

①児童虐待防止条例の制定.

【こども支援課】

苫小牧市民生委員児童委員協議会による8万人を超える児童相談所誘致の署名活動や苫小牧青年会議所を中心としてPTA、幼稚園、保育園、地域団体等、市内19団体が実行委員、オブザーバーとなり「児童虐待防止市民集会」が開催されました。民の力でこのような活動が行われたことは、市民の皆さんが次世代を担う子どもを地域で支えようという表れであると考えます。

条例を制定することは児童虐待に関する市民意識の醸成を図る方策として有効であると考えますが、提言の趣旨を踏まえた具体的な施策について検討してまいりたいと考えております。